局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「ＴＷ」	75mg１錠
局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「ＳＷ」	100mg１錠
局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「ＴＷ」	100mg１錠
局	セフジトレンピボキシル小児用細粒10％「ＳＷ」	100mg１ｇ
局	セフジトレンピボキシル錠100mg「ＳＷ」	100mg１錠

注　射　薬

品名	規格単位
（へ）	
ベバシズマブＢＳ点滴静注100mg「第一三共」	100mg４mL１瓶
ベバシズマブＢＳ点滴静注400mg「第一三共」	400mg16mL１瓶
（ほ）	
ボルテゾミブ注射用３mg「ヤクルト」	３mg１瓶

○厚生労働省告示第二百号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年七月十六日から適用する。

令和七年七月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

別表１

改正後

	薬剤	番号
（略）		
4	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年８月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	520及び521
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	524から526まで及び529

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
4	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年８月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	520及び521